

現 行	頁	修 正 案
<p>第 1 編 総則</p> <p>第 2 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>東海農政局</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>名古屋食糧事務所</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>名古屋空港事務所</p> <p>(4) <u>航空障害灯及び昼間障害標識(塗装)の設置に関する指導監督を行い、高層建築物その他の障害物と航空機関の衝突を防止する。</u></p> <p>(5) <u>遭難航空機の捜索及び救助に関し関係機関に協力する。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>航空機事故原因調査の支援(援助)を行う。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>日本郵政公社東海支社</p> <p>(2) <u>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は中央共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とした小包郵便物の料金及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を行う。</u></p> <p>(3) <u>為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いを行う。</u></p> <p>(4) <u>郵便振替による義援金の送金料金の免除の取扱いを実施する。</u></p> <p>(5) <u>簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請。</u></p> <p>(6) <u>被災地域の地方公共団体の申請に応じ、簡易保険積立金による短期融資を行う。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関すること。</u></p>	<p>3</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>10</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 2 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>東海農政局</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>応急用食糧の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) <u>米穀乾パン等応急食料を調達・供給する。</u></p> <p>(11) <u>小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査を実施する。</u></p> <p>(12) <u>食料品の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、または消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>名古屋空港事務所</p> <p>(4) <u>高層建築物その他の障害物と航空機の衝突を防止するため、航空障害灯及び昼間障害標識の設置に関する指導監督を行う。</u></p> <p>(5) <u>関係機関と連携して遭難航空機の捜索及び救助を行う。</u></p> <p>(6) <u>航空機事故等の処理を行う。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>航空・鉄道事故調査委員会に対する航空機事故調査の援助を行う。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>日本郵政公社</p> <p>(2) <u>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とした小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を行う。</u></p> <p>(3) <u>郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いを行う。</u></p> <p>(4) <u>被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除を行う。</u></p> <p>(5) <u>被災地域の地方公共団体の申請に応じ、簡易保険積立金の短期融資を行う。</u></p> <p>(6) <u>簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請を行う。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募等に関すること。</u></p>

現 行	頁	修 正 案
<p>日本赤十字社</p> <p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、<u>災害時に医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>義援金の受付け及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体の組織する配分委員会に送付する。</u></p>	11	<p>日本赤十字社</p> <p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、<u>医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。</u></p> <p>(2) <u>医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>義援金の受付け及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。</u></p>
<p><u>水資源開発公団中部支社</u></p>		<p><u>独立行政法人水資源機構中部支社</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p>	14	<p>第2編 災害予防計画</p>
<p>第21章 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p><u>名古屋食糧事務所</u></p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) 食糧の調達・供給体制の整備</p> <p><u>名古屋食糧事務所は、災害時における食糧の調達、供給体制の整備に努めるものとする。</u></p>	48	<p>第21章 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p><u>東海農政局</u></p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) 食糧の調達・供給体制の整備</p> <p><u>東海農政局は、災害時における食糧の調達、供給体制の整備に努めるものとする。</u></p>
<p>第23章 高圧ガス保安対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 保安思想の啓発</p> <p>工 <u>危害予防週間の実施</u></p>	51	<p>第23章 高圧ガス保安対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 保安思想の啓発</p> <p>工 <u>保安活動促進週間の実施</u></p>
<p>第26章 地下街等の保安対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 関係機関等の対策</p> <p>エ <u>ガス事業者</u></p> <p><u>マイコンメーター・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。</u></p>	57	<p>第26章 地下街等の保安対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 関係機関等の対策</p> <p>エ <u>ガス事業者</u></p> <p><u>安全型機器・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。</u></p>
<p>第30章 必要物資の確保対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p><u>名古屋食糧事務所</u></p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 次の防災関係機関は、必需物資の確保体制の整備に努める。</p> <p>ア <u>名古屋食糧事務所</u></p> <p><u>米穀、乾燥米飯、乾パン</u></p> <p>イ <u>東海農政局</u></p> <p><u>生鮮食料品</u></p> <p>ウ～オ (略)</p>	65	<p>第30章 必要物資の確保対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 次の防災関係機関は、必需物資の確保体制の整備に努める。</p> <p>ア <u>東海農政局</u></p> <p><u>米穀、乾燥米飯、乾パン、生鮮食料品</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ～エ (略)</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第32章 自主防災組織・ボランティアの支援 3 実施内容 (1) 自主防災組織 (略)</p> <p>(2) ボランティア (略)</p>	71	<p>第32章 自主防災組織・ボランティアの支援 3 実施内容 (1) 自主防災組織 (略) (2) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 <u>県は、「あいち防災カレッジ」を開催し、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。</u> ア <u>あいち防災カレッジの開催</u> 災害に対しての正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成し、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行えるような資質を養うために、防災リーダーを養成する「あいち防災カレッジ」を開催する。 イ <u>防災リーダーのネットワーク化の推進</u> あいち防災カレッジを修了し、防災に関する知識と技術を身につけた防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。 また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市町村は防災リーダーを積極的に活用するものとする。 (3) ボランティア (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 防災活動 第1 通信連絡 3 実施内容 (9) 郵政業務の応急措置 ア 郵便局の窓口業務の維持 (略) <u>なお、災害救助法が適用された地域の郵便局においては、非常取扱等を開始する。</u></p>	78	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 防災活動 第1 通信連絡 3 実施内容 (9) 郵政業務の応急措置 ア 郵便局の窓口業務の維持 (略) <u>なお、災害の態様及び公衆の被災状況等、被災地の実情に応じ、災害特別事務取扱いを行う。</u></p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第2 情報の収集・伝達 3 実施内容 (1) 気象警報等の伝達体制 ウ 気象予報警報等の伝達系統は次のとおりである。 (ア) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統伝達系統図</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>-----</p> <p>防災関係機関</p> </div> <p>(東海旅客鉄道・中部電力・東邦ガス・名古屋港管理組合・近畿日本鉄道名古屋営業局・名古屋高速道路公社・愛知県道路公社)</p> <p>(注) 1 (略) 2 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、<u>予警報一斉伝達装置又は防災情報提供装置</u>による。 ()内は、<u>予警報一斉伝達装置加入機関</u>である。</p> <p>(イ) 洪水予報の伝達系統 a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・木曾川・長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報 (系統図)中</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 中部地方整備局 豊橋工事事務所(矢作川・豊川及び豊川放水路) 庄内川工事事務所(庄内川) </p> </div>	<p>87</p> <p>88</p> <p>89</p>	<p>第2 情報の収集・伝達 3 実施内容 (1) 気象警報等の伝達体制 ウ 気象予報警報等の伝達系統は次のとおりである。 (ア) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統伝達系統図</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>-----</p> <p>防災関係機関</p> </div> <p>(東海旅客鉄道・中部電力・東邦ガス・名古屋港管理組合・近畿日本鉄道(株)鉄道事業本部名古屋輸送統括部・名古屋高速道路公社・愛知県道路公社)</p> <p>(注) 1 (略) 2 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、<u>防災情報提供装置又は予警報一斉伝達装置</u>による。 (削除)</p> <p>(イ) 洪水予報の伝達系統 a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・木曾川・長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報 (系統図)中</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 中部地方整備局 豊橋河川事務所(矢作川・豊川及び豊川放水路) 庄内川河川事務所(庄内川) </p> </div>

現 行	頁	修 正 案
<p>(ウ) 水防警報の 伝達系統</p> <p>a 国土交通大臣の発表する水防警報 ・木曾川水防警報</p> <div data-bbox="229 371 588 479" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 木曾川上流<u>工</u>事事務所 木曾川下流<u>工</u>事事務所 </div> <p>・長良川水防警報</p> <div data-bbox="229 566 588 645" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 木曾川下流<u>工</u>事事務所 </div> <p>・庄内川・矢田川・八田川水防警報</p> <div data-bbox="229 714 552 792" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 庄内川<u>工</u>事事務所 </div> <p>・矢作川水防警報</p> <div data-bbox="213 862 509 940" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 豊橋<u>工</u>事事務所 </div> <p>・豊川・豊川放水路水防警報</p> <div data-bbox="213 1032 504 1111" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 豊橋<u>工</u>事事務所 </div> <p>伝達要領</p> <p>5 鉄道施設被害</p> <div data-bbox="193 1249 707 1335" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 名古屋鉄道株式会社 (施設管理課) TEL (052) 581 - 2077 </div> <div data-bbox="185 1404 700 1520" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 近畿日本鉄道株式会社 (名古屋営業局運輸部運行課) TEL (0593) 54 - 7021 </div> <p>7 電力施設被害</p> <div data-bbox="205 1626 608 1733" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部電力株式会社 総務部<u>業務・管財</u>グループ TEL (052) 951 - 3987 </div> <div data-bbox="205 1758 624 1865" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 関西電力株式会社東海支社 (支社長室総務・広報グループ) TEL (052) 931 - 1521 </div> <div data-bbox="205 1890 608 1998" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 電源開発株式会社水力流通事 業部中部支店(企画・管理グル ープ) TEL (0568) 81 - 2300 </div>	<p>91</p> <p>(ウ) 水防警報の 伝達系統</p> <p>a 国土交通大臣の発表する水防警報 ・木曾川水防警報</p> <div data-bbox="919 371 1278 479" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 木曾川上流<u>河</u>川事務所 木曾川下流<u>河</u>川事務所 </div> <p>・長良川水防警報</p> <div data-bbox="911 566 1270 645" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 木曾川下流<u>河</u>川事務所 </div> <p>・庄内川・矢田川・八田川水防警報</p> <div data-bbox="911 714 1227 792" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 庄内川<u>河</u>川事務所 </div> <p>・矢作川水防警報</p> <div data-bbox="911 862 1201 940" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 豊橋<u>河</u>川事務所 </div> <p>・豊川・豊川放水路水防警報</p> <div data-bbox="903 1032 1198 1111" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部地方整備局 豊橋<u>河</u>川事務所 </div> <p>113 伝達要領</p> <p>5 鉄道施設被害</p> <div data-bbox="882 1240 1396 1368" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 名古屋鉄道株式会社 (鉄道事業本部 企画管理部管理課) TEL (052) 588 - 0868 </div> <div data-bbox="882 1404 1433 1520" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部 (名古屋輸送統括部運転車両部運転課) TEL (0593) 54 - 7011 </div> <p>7 電力施設被害</p> <p>114</p> <div data-bbox="938 1626 1345 1733" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部電力株式会社 総務部<u>総務</u>グループ TEL (052) 951 - 3987 </div> <div data-bbox="938 1758 1345 1865" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 関西電力株式会社東海支社 (総務・広報グループ) TEL (052) 932 - 7418 </div> <div data-bbox="938 1890 1345 1998" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 電源開発株式会社水力流通事 業部中部支店(企画・管理グル ープ) TEL (0568) 81 - 2300 </div>	

現 行	頁	修 正 案																																										
<p>第6章 食品の供給 3 実施内容 (1) 米穀の応急供給 ア 県は、被害者等へ炊き出し給食を行う必要があると認めるときは、<u>食糧事務所</u>へ米穀の売却を依頼し、この決定を受け実施する。 イ 県は市町村から被害者等へ炊き出しをして給食するための主食の供給が必要である旨申請があったときは、これを審査し<u>食糧事務所</u>へ米穀の売却を依頼し、決定を受け市町村に通知する。 (3) 炊き出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時） なお、市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>名古屋食糧事務所の最寄りの支所長</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(図) 中 <u>名古屋食糧事務所長</u></p>	127	<p>第6章 食品の供給 3 実施内容 (1) 米穀の応急供給 ア 県は、被害者等へ炊き出し給食を行う必要があると認めるときは、<u>東海農政局</u>へ米穀の売却を依頼し、この決定を受け実施する。 イ 県は市町村から被害者等へ炊き出しをして給食するための主食の供給が必要である旨申請があったときは、これを審査し<u>東海農政局</u>へ米穀の売却を依頼し、決定を受け市町村に通知する。 (3) 炊き出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時） なお、市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>東海農政局の最寄りの地域課長</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(図) 中 <u>東海農政局食糧部長</u></p>																																										
<p>4 応援協力関係 (2) 県は、自ら炊き出しその他による食品の給与の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、主食については<u>名古屋食糧事務所</u>に、副食については<u>東海農政局</u>、他県に、燃料については<u>中部経済産業局</u>、他県に調達を要求する。また、自衛隊に対しては炊き出しの実施又はこれに要する要員、資機材について応援を要請する。</p>	128	<p>4 応援協力関係 (2) 県は、自ら炊き出しその他による食品の給与の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、主食については<u>東海農政局</u>に、副食については<u>東海農政局</u>、他県に、燃料については<u>中部経済産業局</u>、他県に調達を要求する。また、自衛隊に対しては炊き出しの実施又はこれに要する要員、資機材について応援を要請する。</p>																																										
<p>第9章 医療・助産（医療救護） 3 実施内容 別表 医療救護班一覧表 日本赤十字社愛知県支部「備考」中 （全国救護班編成数 <u>460</u> 班）</p>	132 135	<p>第9章 医療・助産（医療救護） 3 実施内容 別表 医療救護班一覧表 日本赤十字社愛知県支部「備考」中 （全国救護班編成数 <u>470</u> 班）</p>																																										
<table border="1" data-bbox="172 1489 707 1736"> <tr> <td>国立病院</td> <td>8</td> <td>(文中)</td> </tr> <tr> <td>国立名古屋病院</td> <td>(2)</td> <td>国立病</td> </tr> <tr> <td>国立療養所東名古屋病院</td> <td>(1)</td> <td>院、国</td> </tr> <tr> <td>東尾張病院</td> <td>(1)</td> <td>立療養</td> </tr> <tr> <td>豊橋東病院</td> <td>(1)</td> <td>所</td> </tr> <tr> <td>国立豊橋病院</td> <td>(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立療養所中部病院</td> <td>(1)</td> <td></td> </tr> </table>	国立病院	8	(文中)	国立名古屋病院	(2)	国立病	国立療養所東名古屋病院	(1)	院、国	東尾張病院	(1)	立療養	豊橋東病院	(1)	所	国立豊橋病院	(2)		国立療養所中部病院	(1)			<table border="1" data-bbox="877 1489 1412 1736"> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>7</td> <td>(文中)</td> </tr> <tr> <td>名古屋医療センター</td> <td>(2)</td> <td>左記病</td> </tr> <tr> <td>東名古屋病院</td> <td>(1)</td> <td>院</td> </tr> <tr> <td>東尾張病院</td> <td>(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊橋病院</td> <td>(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊橋東病院</td> <td>(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立長寿医療センター</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	独立行政法人国立病院機構	7	(文中)	名古屋医療センター	(2)	左記病	東名古屋病院	(1)	院	東尾張病院	(1)		豊橋病院	(1)		豊橋東病院	(2)		国立長寿医療センター	1	
国立病院	8	(文中)																																										
国立名古屋病院	(2)	国立病																																										
国立療養所東名古屋病院	(1)	院、国																																										
東尾張病院	(1)	立療養																																										
豊橋東病院	(1)	所																																										
国立豊橋病院	(2)																																											
国立療養所中部病院	(1)																																											
独立行政法人国立病院機構	7	(文中)																																										
名古屋医療センター	(2)	左記病																																										
東名古屋病院	(1)	院																																										
東尾張病院	(1)																																											
豊橋病院	(1)																																											
豊橋東病院	(2)																																											
国立長寿医療センター	1																																											

現 行	頁	修 正 案																																
<table border="1"> <tr> <td>愛知県立病院</td> <td>1 1</td> </tr> <tr> <td>がんセンター</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>城山病院</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>愛知病院</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>尾張病院</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>小児保健医療総合センター</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>心身障害者コロニー</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>2 3 1</u></td> </tr> </table>	愛知県立病院	1 1	がんセンター	(2)	城山病院	(2)	愛知病院	(2)	尾張病院	(2)	小児保健医療総合センター	(1)	心身障害者コロニー	(2)	合 計	<u>2 3 1</u>	135	<table border="1"> <tr> <td>愛知県立病院</td> <td>1 2</td> </tr> <tr> <td>がんセンター</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>城山病院</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>愛知病院</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>尾張病院</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>小児保健医療総合センター</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>心身障害者コロニー</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>2 3 2</u></td> </tr> </table>	愛知県立病院	1 2	がんセンター	(2)	城山病院	(2)	愛知病院	(2)	尾張病院	(2)	小児保健医療総合センター	(2)	心身障害者コロニー	(2)	合 計	<u>2 3 2</u>
愛知県立病院	1 1																																	
がんセンター	(2)																																	
城山病院	(2)																																	
愛知病院	(2)																																	
尾張病院	(2)																																	
小児保健医療総合センター	(1)																																	
心身障害者コロニー	(2)																																	
合 計	<u>2 3 1</u>																																	
愛知県立病院	1 2																																	
がんセンター	(2)																																	
城山病院	(2)																																	
愛知病院	(2)																																	
尾張病院	(2)																																	
小児保健医療総合センター	(2)																																	
心身障害者コロニー	(2)																																	
合 計	<u>2 3 2</u>																																	
<p>第12章 廃棄物の処理</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) し尿の収集、処分</p> <p>し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、<u>し尿処理施設及び終末処理場のある下水道</u>に投入し、処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。</p>	140	<p>第12章 廃棄物の処理</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) し尿の収集、処分</p> <p>し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、<u>し尿処理施設</u>に投入し、処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。</p>																																
<p>第16章 文教災害対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施</p> <p>カ 応急な教育活動についての広報</p> <p>応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について<u>児童・生徒及び保護者等</u>への周知を図る。</p>	145	<p>第16章 文教災害対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施</p> <p>カ 応急な教育活動についての広報</p> <p>応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について<u>児童生徒等及び家庭等</u>への周知を図る。</p>																																
<p>第20章 電力・ガス・水道の供給</p> <p>2 電力</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p>ウ 電気事業者は、<u>応急工事が実施困難な場合</u>、他の電気事業者の応援を要請する。</p>	157	<p>第20章 電力・ガス・水道の供給</p> <p>2 電力</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p>ウ 電気事業者は、<u>自社及び請負会社等による対応が困難な場合</u>、他の電気事業者の応援を要請する。</p>																																
<p>↑</p> <p>第21章 一般通信施設等</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、<u>利用の制限、通話時分の制限等疎通調整</u>、一般利用者等に対する広報活動を実施する。</p>	160	<p>第21章 一般通信施設等</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、<u>利用の制限（必要最小限の通話にとどめる）</u>について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。</p>																																

現 行	頁	修 正 案
<p>災害用伝言ダイヤルのシステム</p> <p>第22章 防災営農 2 実施責任者 (1) 農地及び農業用施設に対する応急措置 (略) 水資源開発公団中部支社</p> <p>3 実施内容 (1) 農地及び農業用施設に対する応急措置 ウ ダム・ため池 県、市町村、水資源開発公団中部支社及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。(略) エ 用排水路 (略)なお、愛知用水及び豊川用水の幹線については、水資源開発公団中部支社が水位の調整及び応急工事を行う。</p> <p>オ 頭首工 市町村、水資源開発公団中部支社及び土地改良区は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。</p> <p>3 実施内容 (2) 水防活動 エ 水防作業 河川、海岸堤防、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪、釜段工、折り返し工、むしろ張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。</p>	<p>161</p> <p>災害用伝言ダイヤルのシステム</p> <p>162</p> <p>第22章 防災営農 2 実施責任者 (1) 農地及び農業用施設に対する応急措置 (略) 独立行政法人水資源機構中部支社</p> <p>3 実施内容 (1) 農地及び農業用施設に対する応急措置 ウ ダム・ため池 県、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。(略) エ 用排水路 (略)なお、愛知用水、豊川用水及び木曽川用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調整及び応急工事を行う。</p> <p>オ 頭首工 市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。</p> <p>166</p> <p>3 実施内容 (2) 水防活動 エ 水防作業 河川、海岸堤防、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。</p>	

現 行	頁	修 正 案
<p>第25章 海上災害対策 3 情報の伝達系統 (系統図)中</p> <div data-bbox="204 338 549 416" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部運輸局 総務部総務課 </div> <div data-bbox="204 472 472 524" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 関係漁業共同組合 </div> <p>第29章 放射性物質及び原子力災害応急対策 2 実施責任者 名古屋食糧事務所</p> <p>3 情報の伝達系統 (1) 事故発生時等の通報体制 県、市町村、県警察、その他の防災関係機関は、放射性物質の事故災害及び原災法第2条に規定する原子力緊急事態が発生した場合における情報伝達体制は次のとおりとする。</p> <p>ア (系統図)中</p> <div data-bbox="233 976 424 1030" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 事業所 </div> <p>イ (系統図)中</p> <div data-bbox="177 1093 719 1256"> </div> <p>4 実施内容 (1) 放射性物質災害発生時の応急対策 ア 事業者の措置 (ア) 事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、市町村等へ通報するものとする。 (イ) (略) イ 市町村の措置 (ウ) 放射性物質に係る消防活動及び救急活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施するものとする。</p>	<p>171</p> <p>第25章 海上災害対策 1 情報の伝達系統 (系統図)中</p> <div data-bbox="927 365 1318 443" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 中部運輸局 交通環境部情報・防災課 </div> <div data-bbox="927 477 1219 530" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 関係漁業協同組合 </div> <p>193</p> <p>第29章 放射性物質及び原子力災害応急対策 2 実施責任者 (削除)</p> <p>3 情報の伝達系統 (1) 事故発生時等の通報体制 県、市町村、県警察、事業者、消防機関その他の防災関係機関は、放射性物質の事故災害及び原災法第2条に規定する原子力緊急事態が発生した場合における情報伝達体制は次のとおりとする。</p> <p>ア (系統図)中</p> <div data-bbox="927 1003 1114 1057" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 事業者 </div> <p>イ (系統図)中</p> <div data-bbox="863 1093 1437 1245"> </div> <p>195</p> <p>4 実施内容 (1) 放射性物質災害発生時の応急対策 ア 事業者の措置 (ア) 事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、市町村、消防機関等へ通報するものとする。 (イ) (略) イ 市町村の措置 (ウ) 放射性物質に係る消防活動及び救急活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。</p> <p>エ 県の措置 (イ) <u>国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。</u></p>	

現 行	頁	修 正 案
<p>(2) 特定事象発生時の応急対策 ア 事業者の対策 (ア) 特定事象が発生したときは、事故の概要等について市町村、県、県警察に速やかに通報する。</p> <p>キ 名古屋食糧事務所の対策 災害対策本部を設置し、情報の連絡・収集を行うものとする。 (3) 緊急事態応急対策 ケ 名古屋食糧事務所の対策 米穀、乾パン等応急用食糧の調達、供給を行うものとする。</p>	197	<p>(2) 特定事象発生時の応急対策 ア 事業者の対策 (ア) 特定事象が発生したときは、事故の概要等について市町村、県、県警察、消防機関に速やかに通報する。</p> <p>キ 東海農政局の対策 災害対策本部を設置し、情報の連絡・収集を行うものとする。 (3) 緊急事態応急対策 ケ 東海農政局の対策 米穀、乾パン等応急用食糧の調達、供給を行うものとする。</p>
<p>第30章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 3 実施内容 (1) 危険物等施設 ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置 (1) 消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は、海上警備救難機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。</p>	199	<p>第30章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 3 実施内容 (1) 危険物等施設 ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置 (1) 消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は、海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。</p>
<p>第31章 高圧ガス災害対策 3 実施内容 (1) 高圧ガス施設 ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置 (1) 所轄消防署又は所在市町村長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p>	202	<p>第31章 高圧ガス災害対策 3 実施内容 (1) 高圧ガス施設 ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置 (1) 所轄消防署又は所在市町村長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。 また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。</p>
<p>第32章 火薬類災害対策 3 実施内容 (1) 火薬類関係施設 ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者の措置 (1) 県警察及び市町村へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p>	204	<p>第32章 火薬類災害対策 3 実施内容 (1) 火薬類関係施設 ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者の措置 (1) 県警察及び市町村へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。 また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第37章 義援金品等の募集・受付・配分 2 実施内容 (1) 義援金品の募集・受付・配分 イ 配分 (1) 日赤県支部に寄託された義援金は速やかに地方公共団体が組織する配分委員会に送付する。なお、配分委員会が設置されていない場合は支部と被災地市町村等と協議の上配分する。</p> <p>第38章 金融対策 2 実施内容 (1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県(略) ア 金融機関への措置 (ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置 災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、<u>災害被害者の便宜を考慮した措置。</u> (I) (略) (2) 日本郵政公社東海支社(略) なお、<u>災害救助法が適用された地域の郵便局においては、郵便貯金等の非常取扱等を開始する。</u></p>	<p>218</p> <p>219</p>	<p>第37章 義援金品等の募集・受付・配分 2 実施内容 (1) 義援金品の募集・受付・配分 イ 配分 (1) 日赤県支部に寄託された義援金は速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、<u>義援金の迅速・公正な配分に努める。</u>なお、配分委員会が設置されていない場合は支部と被災地市町村等と協議の上配分する。</p> <p>第38章 金融対策 2 実施内容 (1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県(略) ア 金融機関への措置 (ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置 災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、<u>災害被害者の便宜を考慮した措置。</u> (I) (略) (2) 日本郵政公社東海支社(略) なお、<u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、災害特別事務取扱いを行う。</u></p>
<p>第4編 災害復旧計画</p>	<p>237</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p>
<p>第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 5 被災労働者生活資金貸付金 被災労働者に対し、<u>労働金庫手持資金及び財政融資資金を労働金庫を通じて、被災労働者に貸付ける。</u></p>	<p>240</p>	<p>第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 5 激甚災害特別貸付金 被災労働者に対し、<u>労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて貸付ける。</u></p>
<p>第4節 労働者対策 2 職業のあっせん等(愛知労働局) (3) 激甚災害に指定された地域の企業(雇用保険適用事業所)に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして、<u>激甚法第25条に基づき、雇用保険休職者給付における基本手当の支給を行う。</u></p>	<p>241</p>	<p>第4節 労働者対策 2 職業のあっせん等(愛知労働局) (3) 激甚災害に指定された地域の企業(雇用保険適用事業所)に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして、<u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険休職者給付における基本手当(賃金日額の4.5割～8割に相当する額)の支給を行う。</u></p>
<p>第7節 放射性物質及び原子力災害事後対策 (5) <u>名古屋食糧事務所は、食料の需給及び価格の点検指導を行うものとする。</u></p>		<p>第7節 放射性物質及び原子力災害事後対策 (5) <u>東海農政局は、食料の需給及び価格の点検指導を行うものとする。</u></p>